

大宝律復元・続考、及び『政事要略』とそれに準じる逸文

上野利三

はじめに

一 大宝律の復元

二 『政事要略』とそれに準じる逸文

はじめに

大宝律は大宝元（七〇一）年に令とともに制定され、全国的刑罰法典として施行された。その後、天平宝字元（七五七）年に養老律令が施行されるに及び、その効力を失した。およそ奈良時代の過半を律令国家の制定法として、政

治・社会・経済の安定に貢献したのであるが、その効力を失って以降は、律文自体は徐々に散逸し、平安時代前期にはまったく亡佚したと考えられている。本誌前号でも触れたように、筆者はこれまで百六十条余りに言及してきたが、⁽¹⁾いまだ道半ばである。

近時は、大宝盗賊律1謀反条、及び大宝擅興律1擅発兵条が、養老律同条と異なり唐律に近いことを論じ、また賊盜律36監臨犯盜条は養老律では削除されていたとするのが通説であるが、大宝律では唐律を継受していた点を論じた。律研究の一つの大きな課題である養老・大宝両律の差異に関するテーマは、以後も追究されねばならない。本論でも、

そうした課題を念頭におきつつ取り組むものである。

本稿では、従前に引き続き、未復元の大宝律条文の存在を指摘し、あるいは復元を推知させる語句・文章を指摘したい。

また平安時代の明法家によって大宝律及び養老律選定以後に、多数の注釈書や政務・法制書が出される。律条の逸文を多数ふくむ『政事要略』²⁾に関しては、できる限り拾補しておきたいと思う。近く公表する「養老律の所伝・亡佚時期、及び律諸条の復元」³⁾において、鹿内浩胤氏⁴⁾が発見した養老戸婚律養雑戸為子孫条の律疏文を新たに補足したが、鹿内氏は該律条は本来『政事要略』に載せられていた可能性を示唆されていることなどが挙げられる。『律令集解』という枢要の律令注解書は惟宗直本により編纂されたが、『政事要略』はその曾孫令(惟)宗允亮により完成される。それらも多くは散逸している。限界はあるものの、徐々に逸文は拾い集められ現在に至っている状況である。ここではこれまで発見しえた逸文とそれに準じる史料を提示し、整理して後考に備えたいと思う。

(1) 拙著『前近代日本の法と政治―邪馬台国及び律令制の研究―』(北樹出版・二〇〇一年)以降の律条文の復元作

業は拙論「大宝律および養老律若干条の復元について」『皇学館論叢』第五十三巻第一号・二〇二〇年・一頁以下に列挙し、その後は拙論「大宝律復元考―養老律より唐律に近似する条項、及び未復元条項を含む律条―」『法学研究』第九十三巻第十号・二〇二〇年、同「養老律の所伝・亡佚時期、及び律諸条の復元」『皇学館論叢』第五十四巻第一号・二〇二二年に掲載予定。

(2) 『政事要略』の研究については和田英松「本朝書籍目錄考証」明治書院・一九三六年、太田晶二郎「政事要略」補考「日本歴史」第六七号・一九八三年、利光三津夫「政事要略―その逸文について―」『新訂増補国史大系月報』六・吉川弘文館・一九六四年、虎尾俊哉「政事要略」『国史大系書目解題』上巻所収・吉川弘文館・一九七一年、清水潔「政事要略」の欠佚篇部目の復原」『皇学館論叢』第六巻第五号・一九七三年、同「本朝月令と政事要略の編纂」『神道史研究』第二十四巻第三号・一九七六年、同「国史の引用より見たる政事要略の編纂態度と編者の日本紀観」『皇学館論叢』第十三巻第二号・一九八〇年、木本好信「政事要略」と惟宗允亮」『政事要略総索引』解題・国書刊行会・一九八二年、榊原史子「道昌・惟宗氏と聖徳太子」加藤謙吉編『日本古代の氏族と政治・宗教』下所収・雄山閣・二〇一七年、などがある。

(3) 拙論・前掲「養老律の所伝・亡佚時期、及び律諸条の

復元」。

(4) 鹿内浩胤「田中教忠旧蔵『寛平二年三月記』について
―新たに発見された『小野宮年中行事裏書』―」同『日
本古代典籍史料の研究』思文閣出版・二〇一一年所収、
初出は田島公編『禁裏・公家文庫研究』第一輯所収・思
文閣出版・二〇〇三年。

一 大宝律の復元

1 名例律11贖条

大宝律当該条文の復元についてはこれまで、小林宏氏の
律条復元研究があるが、⁽¹⁾ここでは小林氏とは異なる観点で
語句の部分復元を試みたい。

大宝賊盜律17憎悪厭魅条、及び同律15造畜蠱毒条が存在
したことは、大宝律施行期の続日本紀、天平元年四月癸亥
(三日)条に、

勅、内外文武百官及天下百姓、有学習異端、蓄積幻術、壓
魅呪咀、害傷百物者、首斬從流、如有停住山林、詳道弘法、
自作教化、伝授授業、封印書符、合業造毒、万方作怪、違犯

勅禁者、罪亦如此、其妖詛書者、勅出以後五十日内首詛

(傍線は筆者、以下同じ)

とあつて、この中の「壓魅呪咀」「書符」は、賊盜律17憎
悪厭魅条前段に、

凡有所憎悪、而造厭魅及造符書呪咀、欲以殺人者、各以謀
殺論減二等、以故致死者、各依本殺法、

とある条文中の律令用語であり、⁽²⁾また、この記事の後半に

合業造毒、万方作怪、違犯勅禁者、罪亦如此、

と見える点は、造畜蠱毒も厭魅に匹敵する犯罪であつたこ
とを語っている。

養老賊盜律15造畜条には、

凡造畜蠱毒、及教令者絞。造畜者同居家口。雖不知情者。
遠流。若里長。坊令坊長亦同。知而不糾者。徒三年。造畜者
雖会赦。并同居家口及教令人。亦遠流。(後略)

とある。これは自ら蠱毒を製造し所持し、それを伝来所有した場合の処罰規定である。律の論理構造から考えて、これに対応する養老名例律八虐条5不道には、

五曰。不道。(謂殺一家非死罪三人。支解人。造畜蠱毒。厭魅。)(後略)

とある。これも大宝賊盜律15造畜条の存在を示している。また「造畜蠱毒」「壓魅」とも大宝名例律6十悪条八虐の第5項不道に存在した注文であることが知られる。³⁾

ところで、賊盜律15造畜条には、

凡造畜蠱毒。及教令者殺。造畜者同居家口。雖不知情者。遠流。(中略)造畜者雖會赦。并同居家口及教令人。亦遠流。

とあって、「造畜蠱毒」の犯罪は「雖會赦」「遠流」、すなわち恩赦に会ってもなお許されない流、と記されている。

贖条所掲の「五流」の一つ「會赦猶流」、それは赦に会っても赦免の対象とならないものを規定された流罪をいうが、これは同条文の疏に、

案賊盜律云。造畜蠱毒。雖會赦。并同居家口。及教令人。亦遠流。斷獄律云。殺四等尊屬從父兄姉異父兄姉。及叛逆者。身雖會赦。猶近流。此等並是會赦猶流。其造畜蠱毒。婦人有官無官。並依下交。配流如法。有官者仍除名。至配所免居作也。

とあり、ここに挙げられた賊盜律15造畜条と斷獄律21条間知有恩赦故犯条の二カ条に限られている。ゆえに、律の条文に、それら二カ条がなければ、贖条に「會赦猶流」の一句を規定した意味がないのである。

養老名例律11贖条は、大宝律においてもこの規定の存在が推測される。そのことは田令集解6功田条の古記に、

非八虐之除名。謂縱五流而非八虐。并雜犯除名者並不收。

とあり、五流の語が見られるが、五流は永徽律11應議請減条に見える、加役流、反逆縁坐流、子孫犯過失流、不孝流、會赦猶流の五流であることは間違いない。したがってその五番目に會赦猶流があることから考えて、贖条の存在が知られる。

ちなみに、この方面からも大宝律に賊盜律15条と斷獄律

21条の二カ条が存在したことは裏付けられるであろう。⁽⁴⁾これらの条文については、そうした復元法で指摘されることが言えるであろう。

(1) 小林宏「律条拾葉」国学院大学日本文化研究所編『日本律復元の研究』所収・国書刊行会・一九八四年・五一―三頁、六〇―八頁。

(2) 厭魅は名例律6十悪条八唐の不道に当たる。厭魅を造り、又符書を造って呪咀し人を殺そうとしたならば謀殺人罪から二等を減じた徒一年を科す。殺せば殺人罪で斬となる。

(3) これらの点については、拙論「大宝名例律八唐・六議条の復元について」『皇学館論叢』第四十七卷第二号・二〇一六年・四五頁、を参照。律の論理構造からして、これに対応する不道条条文が存したことは疑いが無い。律が法として機能性を保持し、実効性を伴うためには、犯罪行為を示し(名例律)、それに対する罰則を定める(賊盗律)ことは必須のことであろう。この観点から推定復元を試みたのである。

(4) これに関しては、すでに拙論「飛鳥・奈良時代法律の新たな復元試案―大宝律三〇条、養老律八条、養老医疾令二条―」(『三重法経』第一四二号・二〇一三年・一六

九頁)において論じた。

2 大宝名例律20免所居官条

養老名例律20当該条は、

凡祖父母父母老疾無侍。委親之官。在父母喪生子。及娶妾。兄弟別籍異財者。免所居官。

とあり、免所居官すべき諸罪について規定する。

大宝名例律20当該条は、冒頭の「祖父母父母」「委親之官」が復元されている。

ところで、唐律当該条には、

諸府号称犯祖名。而冒荣居之。祖父母父母老疾無侍。委親之官。在父母喪生子。及娶妾。兄弟別籍異財者。冒哀求仕。若姦監臨内雜戸官戸部曲妻及婢者。免所居官。

(筆者注。傍線部分は養老律には存在しない)

とあって、養老律当該条との内容に差異がある。⁽¹⁾すなわち養老律当該条は、唐律からは父祖の忌諱を厳守せず、さらに父祖の喪中に出仕するなどの日本にはない慣行に関連す

る罪を除外した以外に、監臨の官が管内の雑戸、官戸、部曲妻、婢を姦する罪も取り除いたのである。

この犯罪行為の規定に則って、養老職制律31委無侍親之官条は、

凡祖父母父母老疾無侍。委親之官。即妄増年状。以求入侍。杖一百。若祖父母父母及夫。犯死罪被囚禁而作樂者。徒一年。

という処罰規定を設けている。この職制律31委無侍親之官条と、前記の名例律20免所居官条の冒頭部が、ともに「凡祖父母父母老疾無侍。委親之官。」とあって、両条同一なのは、両条が犯罪行為の揭示（名例律20条）と、処罰規定の設け（職制律31条）を対応的に示し、双方が緊密に関連していることを、端的に示している。

そうとするならば、大宝律条において職制律31当該条は、これまでのところ、

祖父母父母老疾無侍。委親之官。

の傍線部分が復元されているが、⁽²⁾「老疾無侍」の一句も加えて、復元されるべきであると思う。⁽³⁾

(1) 免所居官は位階か勲等かを剝奪する附加刑であるが、

その効果として言える点は、免所居官は一年後に、一等を下して再除される点で官当と同じである（名例律21条）。

しかしながら、この条文に列挙されている罪は、徒一年以下の軽い罪であるがゆえに、仮に官当法を適用するとしたならば、官を削らずに贖ですむことになる（名例律22条）（井上光貞ほか校注『律令』日本思想大系3・岩波書店・一九七六年・四九三頁、以下、岩波『律令』という）。滋賀秀三氏は、その著、律令研究会編『譯註日本律令 唐律疏議譯註篇一』（東京堂出版）において、上記にも拘わらず、必ず一官を削除させるところに当該条文の規定された意味があると述べている。

(2) 拙論・前掲「大宝律復元考」。

(3) ちなみに、拙論・前掲「大宝律復元考」において、筆者は大宝律の擅興律1擅發兵条、賊盜律1謀反条、賊盜律36監臨犯盜条の三カ条を復元する過程で、それらが養老律よりも唐律に近似する、ないしは唐律の直輸入的な経過をたどっているとの考えをつけ加えた。だが本項の名例律20条における考察では、そのような徴証は見出すことはできなかった。しかし、だからといって、この大宝律条規が、唐律に近似せず、あるいは唐律の直輸入的条規ではなかったということは言えず、養老律とほとんど

ど同じであった、と言いつけるかは未だ明言できない。

3 賊盜律52三犯条

養老賊盜律52当該条には、

凡盜經斷後。仍更行盜。前後三犯徒者近流。三犯流者絞。
(二三盜。止數赦後為坐。)其於親屬相盜者。不用此律。

とあつて、盗みを繰り返して三度、徒罪または流罪を犯した場合の処罰規定である。(一)内は本注であるが、これは赦の対象となつたものは数に入れない、という意味である。⁽¹⁾

ところで、僧尼令25外国寺条には、

凡僧尼。有犯百日苦使。經三度、改配外国寺、仍不得配入
畿内。

とある。僧尼が百日苦使の罪を三度犯した時には外国の寺に配し畿内に配入することを禁じた条項である。この三度についてはすでに述べたように、令集解諸説は、三度とは名例律29更犯条の意味とする。⁽²⁾

赦のあつた場合、賊盜律52三犯条の本注に準じて赦前の罪は数えないとする。⁽³⁾

さて、恩赦のあつた場合には、盜賊律52三犯条の本注に準じて赦前の罪は数えないものとする。

僧尼令25外国寺条の条項は、ほとんどが大宝令に存在したことが知られている。それゆえ、これに連動する賊盜律52条も大宝律に存在したと思われる。

(1) 前掲・岩波『律令』一一六頁、頭注を参照。

(2) 拙論「律令編纂史研究に関する二、三の疑問―附・大宝名例律逸条九ヶ条―」三重短期大学法経学会『三重法経』第一四四号・二〇一四年十一月十四日、を参照。

(3) 前掲・岩波『律令』五四八頁、を参照。

4 關訟律5關毆殺人条

続日本紀、天平宝字四年十二月戊寅(二十二日)条に、

葉師寺僧華達、俗名山村臣伎波都、与同寺僧範曜、博戲爭道、遂殺範曜、還俗配陸奥国桃生柵戸、

とあり、僧侶が殺人を犯した記事が載せられている。關争

の上での殺人は養老闕訟律5闕毆殺人条では死罪になると規定されている。しかし、僧侶なるがゆえに、この律条は適用されず、範曜は還俗となり、陸奥国に配されている。

ところで、僧尼令21准格律条(前半部)によれば、

凡僧尼有犯。准格律。合徒年以上者。還俗、許以告牒当徒一年。(下略)

とあり、徒一年以上の罪を犯した時の処断を規定している。本条は律の罰則を僧尼に適用する際の原則を規定した令の重要条項であるが、徒一年以上を犯した場合、還俗の上告牒分の徒一年を減じた残余の刑罰を科することとされている。⁽¹⁾

前掲した続日本紀の記事は、大宝律の実施期間に属している。したがって、この記事に相応する闕訟律5条は大宝律の条文でなければならない。

これまで、大宝の当該律条は一句も復元されてこなかった。なお、これによって大宝僧尼令21も復旧が可能となる。

(1) 前記所掲の令文。範曜の処決はこれらの諸条項を勘案

したものであったと推測される。

5 詐偽律12詐欺官私財物条

養老詐偽律12当該条の前段(逸文)には、

〔凡〕詐欺官私。以取財物者。准盜論。

とある。⁽¹⁾

本条は、詐欺によって官私から財物を取る行為や、その事情を知りながら、さらに乞い取るなどの行為についての処罰を定めるものである。

大宝律に関しては未だ復元されていない。

ところで、僧尼令23教化条には、

凡僧尼等。令俗人付其経像。歴門教化者。百日苦使。其俗人者。依律論。

とある。この条文は、僧尼などが経像を俗人に授け、門ごとに歴訪し教化せしめることを禁じ、違犯した僧尼と俗人に科する刑罰を規定している。⁽²⁾

僧尼令23教化条の大宝令に関しては、現在、ほとんどの

復元がなされている。⁽³⁾

さて、教化条集解所引古記の「二云」に、

因此乞財物過多者、以詐欺取財物論、

と見える。これは歴門教化に当たって、布施として多くの財物を得た時には、詐偽律12詐欺官私財物条によって処罰せよとする規定である。

筆者は、古記の「二云」による大宝律条の復元において、「詐欺」「以取財物」「論」の字句を推定してもよいのではないかと考える。⁽⁴⁾

(1) 律令研究会編『譯註日本律令二律本文篇』下巻・東京堂出版・一九七五年、を参照のこと。

(2) 前掲・岩波『律令』一二三頁、を参照のこと。

(3) 仁井田陞著・池田温編集代表『唐令拾遺補』東京大学出版会・一九九七年、以下仁井田『唐令拾遺補』、を参照のこと。

(4) 小林は上記古記「二云」により、詐偽律12詐欺官私財物条相当の大宝律の存在を推測している（「律条拾藻」前掲『日本律復元の研究』所収。初出『国学院法学』第十一卷第一号）が、筆者はより具体的に上述した字句の復

元が可能ではないかと思う。

6 雑律2国忌作楽条

雑律2当該条に関連が深いと考えられる儀制令7太陽虧条には、

凡太陽虧。有司預奏。皇帝不視事。百官各守本司。不理務。過時乃罷。（中略）国忌日。謂、先皇崩日。依別式。合廢務者。三等親。百官三位以上親。皇帝皆不視事一日。

とあつて廢朝（天皇のみが政務を廢する）と廢務（天皇ほか各官司も事務を廢する）すべき場合について規定している。これに違反した場合の罰則規定は、養老雑律2国忌作楽

条に、

凡国忌作業者。（謂先皇崩日、令廢務者）。杖八十。私忌者（謂父母死日者）。減三等。

と定められ、国忌及び私忌の日に樂を作る罪について規定する。これは儒教的倫理規範への違反行為とされている。

ところで、この雑律の規定は、大宝律においては、まだ見つかっていない。しかし、儀制令7太陽虧条の大半は大宝令が復元されている。⁽¹⁾ それゆえ、当該令に連動する大宝律当該条は存在したと推定される。

さらに、大宝二年十二月には、毎年九月九日、すなわち、天武天皇の忌日は廃務することが定められている。この時期は大宝律令の施行が行われ始めたころであるから、それに合わせて廃務が決められたのであろう。国忌に入る七代は時代の変遷とともに変わる。したがって、大宝雑律に前記した養老律と同よりの規定が存在したことは、この観点からも窺われるのである。

(1) 仁井田・前掲『唐令拾遺補』を参照のこと。

(2) 治部式に挙がっているのは、天智天皇、光仁天皇、桓武天皇、同皇后、仁明天皇、文徳天皇、仁明皇后、光孝天皇、宇多皇后等である。

7 雑律26 奴姦良人条

8 雑律27 和姦無婦女罪名条

雑律26、及び雑律27の両条の復元について論じる前に、戸令43 奴姦主条に言及しておきたい。

戸令43 当該条には、

凡人家人奴。姦主及主五等以上親。所生男女。各没官。

とあって、家人・奴が主、及び主の五等以上親(女性)と和姦して生まれた子は没官するとされている。賤男と良女との間の姦という行為を厳しく禁じる意図が明らかである。なお、養老雑律26の未復元部分だが、そうした違法行為の場合唐律では女主人も遠流に処せられるとなっている。そして家人・奴が強姦した場合は、生まれた子は、良人に従うとする令集解の諸説が見られる。良人の女性と賤民の男性との間の姦を厳しく禁じようとする為政者の意図が知られる。この条文とほとんど同じ条文が大宝雑令にも存在したことが、古記や令釈所引の師説などによって確認される。以上の処罰規定は、養老雑律26姦良人条の逸文に、

凡姦良人者。徒二年半。其家人及奴。姦主者絞。強斬。

とあり、主と和姦した家人・奴は絞罪に、強姦は斬罪に処せられることになっている。

戸令43条が大宝令に存した点が確かめられていることか

ら、これと対応し、整合性を保持すべき雑律26姦良人条も、大宝律が存在したと推測してもよい。この条文はすでに、戸令集解、奴姦主条所引の古記から「奴姦主」の語が復元されている。⁽¹⁾しかし戸令から推して本条文が大宝律に存在したであろう点を、よりいっそう確かなものと推定することができる。

ところで、次条の雑律27和姦無婦女罪名条は、大宝律条文は全く知られていないが、これに關してはいかなることを言えるであろうか。

戸令集解43条には、「家人・奴」が強姦した場合は生まれた子は良人に従う、とする令集解の諸説が見られる。これは雑律27和姦無婦女罪名条の逸文の規定にあるように、家人・奴が強姦した時は、婦女は無罪とすることから導かれた解釈と思われる。⁽²⁾

養老雑律27和姦無婦女罪名条の逸文には、

和姦本条無婦女罪名者。与男子同。強者。婦女不坐。

とある。前条で検討したように、大宝の戸令43条が存在したならば、この養老雑律27条文に対応する大宝律条規が存在したと見てよからう。

(1) 利光「大宝律考」『律の研究』明治書院・一九六一
年・九九頁以下。

(2) 前掲・岩波『律金』補注・五六八頁、を参照のこと。

9 雑律60得闕遺物条

養老雑律60当該条は、遺失物を隠匿する罪に関する処罰を定めたものである。

ところで、厩牧令24闕遺物条には、拾得した牛馬等畜産や財物の届出に關して、五日以内に所司に届け出るべきことが定められている。厩牧令24当該条には、

凡闕遺之物、五日内申所司。其贓畜(a)。事未分決(b)。
在京者付京職。断定之日、若合没官出売。在外者准前条

(傍線部は大宝律の復元部分)

とある。拾得された畜産と財物などの遺失物の届出と、贓畜の処置について規定している。

届出が五日を過ぎてしまうと、違令罪と坐贓罪のいずれか重い方を科することになっている。その罰則は雑律60条に規定がある。また、届出るべき所司、そして所司のとるべき処置については、捕亡令15得闕遺物条に規定されてい

る。

さて、養老雜律 60 得闕遺物条には、

得闕遺物滿五日不送官者、各以亡失罪論、賊重者、坐賊論

とあり、遺失物を拾得した者は、五日以内に官に届出なければならぬ。六日以上官に届出なければ亡失をもって論ぜられる。賊重き者とは、遺失物の価額を賊として亡失より重い刑となるもの、その場合は官物は坐賊論、私物は坐賊論二等減となる。さらにまた、賊畜、すなわち、六賊の馬牛とは、一般に不法に入手された馬牛などの畜類のことだが、六賊は名例律 33 以賊入罪条に規定がある⁽¹⁾。

さて、厩牧令 24 はほとんどが古記により、大宝令文が復元されているのであるが、傍線部 (a) の「其賊畜」が古記では「其賊雜畜」となっており、傍線部 (b) の「分決」が古記では「分配」となっている。それら以外は、ほとんど養老と大宝の令文は、同じ条文構造となっていたと見ることができる。

しかりとすれば、前記したように、それに対応する律は、養老雜律 60 条と同ようの大宝律条文であったことが窺われる。

(1) 本条には賊の徴収についての規定がある。賊は名例律

32 条の注、を参照のこと。なお、大宝名例律 33 条の復元については、利光・前掲「大宝律考」『得の研究』四三頁以下、小林・前掲「律条拾葉」前掲『日本律復原の研究』、拙論「大宝・養老律条文復元の一方法―名例律・雜律を中心に―」『法史学研究会報』第 15 号・二〇一〇年・一〇八頁以下、を参照されたい。

- 10 捕亡律 8 防人向防条
- 11 同律 9 流徒囚役限内亡条
- 12 同律 10 宿衛人亡人
- 13 同律 11 丁夫雜匠亡条

養老捕亡令 1 囚及征人条には、

凡囚及征人。防人。衛士、仕丁、流移人逃亡、及欲入寇賊者、經隨近官司申牒、即告亡者之家居所屬、及亡処比国比郡追捕、承告之処、下其郷里隣保、令加訪捉、捉得之日、送本司、依法科斷、其失処得処、並申太政官

とあり、官司で拘禁されている囚人、あるいは、役務に徴発されている防人、衛士、仕丁、または流移人が逃亡した

場合の捕獲に関する規定を載せている。

大宝令は当該令集解所引の古記等から「(凡) 囚流人移郷人及防人、衛士、仕丁」「逃亡」「者」「経随近国司」「承告之処、下其郷里隣保、令加訪捉」の各語句が復元されている。⁽¹⁾

復元は概略でしかないが、養老令の冒頭の「囚及征人、防人」が、大宝令では「囚流人移郷人及防人」となっており、「征人」が省かれていた点、及び「経随近国司」(養老令)が「経随近国司」(大宝令)となっていた点以外は、おおむね養老令に近い条文であったと思われる。

これらを念頭において、この大宝令と密接に関連する律条文を見るならば、以下のようである。

(イ) 前記のうち流徒囚が逃亡した場合は、捕亡律9条の養老律逸文に、

凡流徒囚。役限内而亡者。一日笞四十。三日加一等。過杖一百。五日加一等。

とあり、流・徒罪の囚人が、服役期間内に逃げた時の罰則を定めている。本条の大宝律条文はまだ拾われていないが、この場合の逃亡者に科せられる刑罰規定は、前記した大宝

令の復元語句から推考して、恐らく当該養老律条規に照応する大宝律の条文であったと推測される。

(ロ) 防人が逃亡した場合に関しては、養老律は逸文の拾捕に至っていないが、存在の推測が指摘されている。⁽²⁾

唐捕亡律8防人向防条には、

諸防人向防。及在防未滿而亡者。(鎮人亦同) 一日杖八十。三日加一等。(一) 内は注文

とある。

この文で「防人、防におもむき」というのは、出発してから逃走することを言っているのだが、それと在防中、年限がまだ満たないのに逃げた時、その逃亡日数を換算した処罰を定めている。捕亡律と捕亡令との条文内容の整合性を考えるならば、前記の唐捕亡律に対応する我が養老、及び大宝の当該律条文が存在したことは疑いが無い。

なお、右唐律の注文の「鎮人」は、我が国では「鎮兵」に当たる。防人・鎮兵が在防中に逃亡し、三年交代の期間が満了した場合、在防期間の逃亡日数を期満つる後の逃亡日数のうちに算入して在家逃亡法により刑を科すものとす

(ハ) 衛士が逃亡した場合の罰則規定は、養老・大宝律とも残存していないが、唐捕亡律 10 宿衛人亡条には、

諸宿衛人、在直而亡者、一日杖一百、二日加一等、即從駕行而亡者、加一等

という規定があり、その疏に、

宿衛人とは、諸衛の大將軍以下、當番の衛士以上を謂う。直番の限内に在つて、逃亡すること有るときは、一日にて杖一百、二日ごとに一等を加え、計へて十七日にて、流三千里(中略)問うて曰く、衛士、宮城外において守衛し、あるいは京城の諸司において守當し、あるいは王府に配属せられて上番するなど、此の如き徒にして逃亡すること有らば、合に何罪を科すべきや。答えて曰く、宮城の外は、兼ねて皇城・京城に及ぶ。若し逃亡すること有らば、罪も亦た宿衛と別ならず。若し三等を減ずるの例に準ずれば、即ち太だ「在家逃亡」より軽し

と記されている。

これにより、前掲した大宝捕亡令 1 囚及征人条に違反し

た場合、衛士たる宿衛人は大宝捕亡律 10 宿衛人条に基づいて処罰を受けたことは明白であるとしなければならない。

(二) 仕丁に関しては、養老捕亡律 11 丁夫雜匠在役亡条の逸文の

(凡) 丁夫雜匠在役、亡

が復元されている。大宝律に関しては未復元である。

唐捕亡律 11 丁夫雜匠亡条(前半)には、

諸丁夫雜匠在役。及工業雜戸亡者。(太常音声人亦同) 一日笞三十。十日加一等。罪止徒三年。主司不覺亡者。一人笞二十。五人加一等。罪止杖一百。故縱者。各与同罪。

とあり、丁夫雜匠らが逃亡した場合、一日で笞三十、十日ごとに一等を加えると規定している。大宝律当該条文は、前記唐律の「主司不覺亡者、一人笞二十、五人加一等、罪止杖一百」に該当する部分の存在が指摘されている。⁽⁵⁾

ところで、唐律疏には「丁とは正役を謂い、夫とは雜徭を謂う。……丁夫・雜匠は並びに在役して逃亡するに拠く」と見える。前記した捕亡令で逃亡した仕丁を罰する規

定は当該律条文にあったことは間違いない。これにより「丁夫雑匠在役（中略）亡者」の大宝律の存在が推定できよう。

(1) 仁井田・前掲『唐令拾遺補』。

(2) 小林宏編『律条拾遺』前掲『日本律復原の研究』所収。初出は「国学院大学日本文化研究所紀要」第三二号。

(3) 律令研究会編『訳註日本律令八 唐律疏議訳註篇四』（戴東雄訳註）・二二七頁。

(4) 同右書・二二〇頁。

(5) 利光・前掲『律の研究』一〇四頁以下。なお、利光氏は該論で唐の捕亡律を引きながら、これを雑律とするのは誤りであるとする（前掲書一〇五頁）。

二 『政事要略』とそれに準じる逸文

『政事要略』の作者令宗允亮の伝については、京大付属図書館蔵『兵範記』巻四、第四紙の紙背文書、惟宗成道申文（久安六年十二月十七日造東大寺主典正六位上行東園圍惟宗朝臣國國）に「惟宗允亮自東市佑」と見られる記事から、彼が東市佑の任にあったことが新たに判明している（久安六年は一一五〇年）。この任は恐らく、父祖以来継承

されてきたと思われるが、詳しくは今後の調査に待ちたいと思う。同書は、寛弘六（一〇〇九）年ごろ成立したと思われる。なお、ここでは同書の逸文のほか、新たに令宗允亮の言動記録を逸文に準じる史料として掲げた。このことは、これまでの『政事要略』史料の研究としては異色ではあるが、彼の言動は、その著作とは一対をなしているのではないかと考えるからである。ただし、彼の言動記録と著作との結び付き、あるいは整合性に関しては今は論究しない。なお允亮は、長徳四（九九八）年ごろ惟宗朝臣から令宗朝臣に改賜姓されている。

(A) 『政事要略』逸文

『政事要略』は、令宗允亮が小野宮実資の依頼で編纂した政務・法制に関する書である。全百六十巻中二十六巻しか残存しないが、今日まで何人もの研究者によって、その逸文が諸書より拾補されてきた。だが失した分量に比して、拾われた逸文はさほど多くはないのも事実である。¹⁾

最近、筆者が目にした逸文、あるいはそれに準ずるものを列挙すれば、以下の通りである。

① 『山槐記』一、長寛三（一一六五）年七月二十七日

除凶服之後、以燈心曲之、以黑色緒塗基上、為令輕用

燈心歎、其礼粗見政事要略并絵図等、不能具記

② 『見忌抄』は、触穢・服喪に関する明法家の所見をまとめた故実書で、現在、宮内庁書機部、東京大学史料編纂所などに架蔵されているが、⁽²⁾後者が、史料的により祖本に近いことが、明らかにされている。⁽³⁾その中で紹介された『見忌抄』を見ると、その触穢事第八に、

人死三十日忌事

政事要略人死条勘物云、死人忌三十日。其情如何、案大祀散齋一月、是可浄之期也、仍准彼法為三十日歎、同然者、他穢可忌三十日、猶可是証乎、

答、人畜已異、軽重不同、就中人為重、仍忌三十日、畜惟軽、随忌七日歎、

とあって、『政事要略』の逸文が見られる。これは木本好信氏の著作にも未だ拾われていないものである。

「政事要略人死条勘物」が、『政事要略』の第何編に所在したかという問題であるが、それについて参考になるのは、和田英松氏が著書『本朝書籍目録考証』⁽⁴⁾において、「類聚に允亮説として、触穢に關することを引きたるは、臨時雜事の中ならんか」⁽⁵⁾と述べている点が注目される。類聚、展

転穢事には、「允亮説云、甲人來首所者乙所也、甲人ト同宿シタル人ハ又乙人也、乙人ト同宿シタル人ハ丙人也、丙人ハ身穢シテ來着所ヨリ不穢、」とある。なおここに見える「允亮説云」は昨今、『政事要略』の逸文と類推されている。筆者も同様に考える。

ゆえに一先ず、ここでは『政事要略人死条勘物云』という『政事要略』逸文は、本来『政事要略』臨時雜事の卷に存在したものと考えることとする。

③ 鹿内浩胤「田中教忠旧蔵『寛平二年三月記』について—新たに発見された『小野宮年中行事裏書』—」⁽⁶⁾において、「その書中（『小野宮年中行事裏書』（著者仮題）に、その書名を示さずに引用している」という箇所が随所に見られることを指摘している。

実際、その多くは、『政事要略』の逸文である可能性が高い、と筆者も考える。

藤原実資が、『小野宮年中行事』編纂に際して『政事要略』を参考にしたことは、所功氏の著「『小野宮年中行事』の成立」（『平安朝儀式書の研究』国書刊行会・一九八五年、初出『国史学』第一二四号・一九八四年）で指摘されている。

鹿内氏の考証の経緯は、御高論を参照していただくとし、

省略する。

この文書には、(A)『政事要略』巻第六十九・糺彈雜事九(致敬拜礼下馬事)と完全に一致する箇所が、その書名を記さずに引いている部分がある。このように鹿内氏は『政事要略』の逸文と推測されるものを十数点、抽出されている。

なお、氏が「久高朝臣案」と見える註記の「久高という人物」が誰であるか、特定出来なかつたと言われるが、これは「允亮」のことであると思う。『小右記』には、時折「允亮」のことを「久亮」とか「允高」と誤記、ないしは崩し字の誤読や写本の転写時の誤りなどのため、そうした活字化が見られる。これも同様の仕儀であろう。そうだとすれば、鹿内氏が取り上げた、「I(二月)十日三省申考選及春夏季祿等目錄事」の裏書に見える「久高朝臣案」とは、実は「允亮朝臣案」ということであって、『政事要略』の逸文の可能性があると考える。

④ 同文書には『律疏骨髄録』という中国律注釈書を二、三カ所で引き、「私案」を付す。和田英松の考えでは、これまでの例で、この注釈書の逸文は『政事要略』にのみ見られるもので、鹿内氏は和田英松に倣い、それも『政事要略』からの引用とされる。私もこれに従い

たい。

⑤ 『玉葉』巻十一、承安二(一一七二)年閏十二月十二日条

允亮勸事也、而允亮勸文云、除凶服之後(後略)

⑥ 『平戸記』寛元三(一二四五)年四月条

今所引之問答者、允亮之所注歟。

⑦ 長保元年(九九九)四月二十五日(『北山抄』九・

「羽林要抄」裏書による) 旬儀番奏の近衛次將の座の論議九二頁六行目

旬の日の番奏と警固の召仰の時、左將の五品と右將の四品が行き立つ際に、両將が論議した。或いは官によつて上に列し、或いは位によつて上に列す。私が考えたところは、位によるべきであろうか。この論議は卿相に及び、事に臨んで嗷々とした。「近い例では、つまり右衛門督公任が番奏の時、やはり官によつたはずである」ということであつた。そこで退いて、左衛門権佐宗允亮に問うと、式部の式文を記し送つた。後の疑いを断つ為に載せる。左にある。大日本古記録は右記の「左にある」以下の史料は欠文だが、北山抄第九に、次のように見える(「延喜式第十八」以下)。同じ文は、鹿内前掲論文所引「小野宮年中行事裏書」にも引かれているが(九七頁以下)、句読点の外、語

句に小異がある。

仍退問、左衛門権佐令宗允亮注送式部式文、為斷後疑載、
以在左、

延喜式第十八(式部上)

凡諸節会行列次第親王及參議已上并諸官三位已上在左諸王
左右行列在諸臣上其中政之時次官秩次、但五位已上位色不同
雖是下官猶先高色察此文称下官是見所帶之官称位色、亦則所
帶之位也、所謂左將五品右將四位先高色之文、猶須四位右將
立上五位左將列下歟、番奏警固之事共以申政之儀也

長保元年四月二十五日 左衛門権佐 令宗允亮

⑧ 『延喜式』金剛寺本(河内長野市・天野山金剛寺)

卷十二(中務省)奥書に、

朱點、故允亮朝臣説也、黒點者、□□□□至于朱墨相通
之処者、依朱不點墨。本定也

右記の允亮説が書きこまれた写本が金剛寺にもちこまれ
た可能性もある。田島公氏によれば、『本朝文粹』巻九、
詩序二に「七言夏日於左監門宗次將文亭聽講令詩一道(長
保元(九九九)年六月二日大江以言)が収められており、
允亮の文亭での令の講義が行われていたことが知られる、

と⁽¹⁰⁾いう。

⑨ 「允亮勘申、神鏡三面天降者、此文已違日本紀説事」⁽¹¹⁾

此體者、雖難、可似已無慥文。如允亮朝臣之勘申、神鏡
三面已是天降者。若依此文。又違日本紀之説也。何説況漢
家之經典「傳」。准申之道々、尤難可

⑩ ところで、『政事要略』の逸文は、「允亮記云」「允
亮説云」「允亮云」という引用にまで及ぶとされ、拾
われている。ここで取り上げるのは『政事要略』の逸
文ではないにしても、それに準じる扱いをしないと考
える資料である(a-p)。それは公卿日記に記録さ
れた、令宗允亮の言動記録がまず揚げられよう。今は
記録の提示に止め、その著『政事要略』との関連性は
いざれ論じたい。ただし允亮には、檢非違使佐の役職
を経験した関係上、『類聚判集』一〇〇巻や『類聚律
令刑官問答私記』一卷などの著作があつたとされ(全
散逸)、それゆえ、言動録はそれらとの関連で論じる
べきものがあるかもしれない。允亮の言動は【】内
に記す。なお、現代語訳は、允亮の言動を明らかにす
るため、前後の文も加えた。へ内は頭書、()内
は補足。以下同じ。

(a) 『権記』⁽¹²⁾長徳四(九九八)年十一月十九日条

(惟宗允亮をして先例を勘申せしむ)【去天曆七年王氏爵巡、相当於元慶御後、氏は定式部卿元平親王、以貞観御後源経(皇)□、為元慶御後王氏、申関栄爵、依有事聞、令法(家力)□勘申所当罪状、親王并経忠遠流、但親王可官当、依官高可贖銅者、其後有大赦、又依宣旨□□云、所当之罪科可原免、所給之位記可返進者、□□(此度力)之事已叶彼例】云々

〔現代語訳〕⁽¹³⁾ 一八七

〈京家爵の巡に誤り〉の項に、「去る七月中に、天下に大赦が行われた。そもそも、偽って授けた者がすでに死亡したといつても、また仮に叙爵を受けた者もまた、赦に会ったとはいつても、位記については返進させるべきである。ただし、法条の指すところは、暗に知り難い。このようなことは、また先例が有るであろうか。もし見えるところがあるのならば、勘申して送ってくるよう、人を介して(惟宗)允亮朝臣の許に伝えさせた。すぐに允亮朝臣が来て、伝えて云ったことには、【去る天曆七年、王氏爵の巡は(備成天皇)元慶の御後裔に当たっておりました。氏は是定の式部卿元平親王は、貞観の御後裔の源経忠を元慶の御後裔の王氏として、栄爵に聞わると申請しました。その風聞が有りましたので、明法家に命じて、相当する罪状を勘申させた

ところ、『元平親王と経忠は遠流である。ただし親王は官当とすべきであつて、官が高いので、贖銅に処すべきである』ということでした。その後、大赦があり、また宣旨によつて勘申して云ったことには、『相当する罪科は原免するように。賜わつた位記は返進するように』ということでした。今回の件は、まさにこの例と同じです」と云うことだ。

(b) 『権記』⁽¹⁴⁾ 長保元(九九九)年十一月十四日条

〈令宗允亮の書状を奏す〉示一日所示時方朝臣後家愁申之事、【修理職責旨乖法意】

〔現代語訳〕⁽¹⁵⁾

結政所に参つた。史允政一人しかいなかった。……内裏に参つた。左府の御直廬に参つた。おっしゃつて云つたことには、「今日、申文が上申される。左衛門権佐允亮朝臣が今朝、来て、先日、指示した故時方朝臣(皇)の後家が愁訴した事を伝えてきた。【修理職が責めたてたことは、法意に背いている】と。すぐに状況を別紙に記した。そこで左府に覽せた。また、このことを天皇に奏上した。おっしゃつて云つたことには、「書き出したものによると、判署を加えた官が償備すべきである。どうして事情を知らない妻子から徴収しようとするのか」ということだ。事件の趣旨は

目録に見える。

(c) 『権記』¹⁶⁾ 長保元年十二月五日条

〔仰云(行間補書)、件例淳和五日廢朝、亦三日、可依何例、大臣令申云、遣召允亮、内々可被問、〕内大臣被參、依仰、被仰内大臣今日事等可行事、〔警固事、神事可止、〕固閑官符可給、又素服・拳哀停止事、同可給官符、仰云、召遣左衛門權佐允亮、可問(事脱力)古勘文中宮可准二等親事、若有所見歟、又五日廢朝・三日御服等事、(中略)

同剋、允亮參来、仍仰勅旨、申云、〔中宮可為二等親事無所見、御錫紵之事亦無其故歟、〕予(藤原行成)示、美濃国司有勅召問之間、可警固官符文、有牧宰其人、分憂寄重之句、被問之人其職掌如何、此今朝左大臣被疑之旨也、允亮云、〔可隨罪之輕重、可停釐務不也、只依殺害事發在彼国、遣使與国司裁決也、如今国宰之罪暗以難推、徒以^上□者釐務可止、罪不及解官、不可停之故也、此官符可無妨歟、〕奏事由了、警固官符(内印)・可止拳哀等事、(外印也)有警固召仰、

〔現代語訳〕

〔左衛門權佐允亮朝臣が来訪した(左衛門權佐(令宗)允亮朝臣来)。……結政所に参った。中少弁がいなかった。延政が法申を行った。允政が申文を上申した後(允政申文

之後)、官掌尚貞が、左大臣が召しているということを手了した。すぐに内裏に参ったころ、右衛門陣の外において、前太皇太后宮亮(藤原)景斉朝臣に会った。〕

〔同日後半条に〕十日、紀伝・明経・明法博士に命じて、中宮が崩じた時の天子の御服喪の有無を勘申させた。ところが勘申した結果は、各々、異なっていた。そこで勅使式部大輔藤原菅根朝臣が陣頭に赴いて、伝えて云ったことには、「諸儒の勘文に准じて三日の御服喪を行うこととする」という事だ(中略)天皇がおっしゃって云ったことには、「この例では、淳和は五日間の廢朝とか、また三日間とある。どちらの例によればよいのか」と。大臣が申させて云ったことには、「允亮を召し遣わして、内々に問われるべきでしょう」と。内大臣が参られた。仰せによって、内大臣に今日の事の行事を勧めるよう伝えた(警固のことや、神事を停止することである)。固閑官符を下さなければならぬ。また、素服と拳哀を停止することも、同じく官符を下さねばならない。天皇がおっしゃって云ったことには、「左衛門權佐允亮を召し遣わして、古い勘文で中宮は二等親に准じるべきかどうかを調べさせるように」と。もしかしら見るところがあるであろうか。また、五日間の廢朝と三日間の御服喪も調べさせることになった。(中略)

（頭注）令宗允亮をして中宮の等親のこと及び美濃守源為憲の釐務停不のこと等を勸申せしむ）「同剋、允亮が参つてきた。そこで勅旨を伝えた。申して云ったことには、【中宮を二等親とするということは、見えるところがありません。御錫紵についても、またその理由が無いのでしよう。】と。私が伝えたことには、「美濃国司は、勅によつて召問されている。警固を行えとの官符の文に、牧宰とあるのは、その人自身である。『憂いを分け、重きを寄せる』の句は、召問されている人については、その職掌は如何なものであろうか。へこれは今朝、左大臣が疑われた趣旨である」と。允亮が云つたことには【罪の軽重に随つて釐務を停めるべきかどうかを決めるべきです。ただ、殺害の発生はあの国にあるのですから、使者を遣わして、国司と裁決させるのです。今のようでしたら、国宰の罪は暗に推定し難いでしょう。徒罪以上に相当するようでしたら、釐務を停めるべきでしょう。罪が解官に及ばないのでしたら、釐務を停めるべきではないからです。この固閑官符は妨げにはならないでしょう】と。事情を奏上した。警固官符（内印。）と举哀を止めるべきこと（外印である。）についてである。警固の召仰が行われた。

(d) 『権記』¹⁷長保元年十二月八日条

（道長固閑の官符の文につきて難を発す。允亮の見解）允亮朝臣来、相示左府所難給之官符文事□、被勅推者、三位以上者且従事、其外無指仰者、不得従事、不得従事者、雖為牧宰、不可自由国内事之故、可難掌警固之事歟、允亮云（允亮の見解）、【夫被勅推、雖非官当除免、徒以上不得入内、其三位以上、非解官以上、聽釐事・朝会及入内供奉、何况今官符文有国宰可執行之旨、亦国宰如今者無指罪縱被召問、亦以官符旨、何不掌警固事哉】予答云（行成の意見）、如此官符、非必可據符案、隨時可有取捨、縱無此句、亦有何難哉、又案、官符捺印已了、所據難問之趣□、似可然、允亮有許諾、以辨官補抄付此朝臣（辨官補抄を允亮に付す）、為令點承和官符也、

〔現代語訳〕

允亮朝臣が来た。左府が非難された官符の文について、伝えて云つたことには、「召問された者は、三位以上はしばらく職務に従事し、その他は格別の仰せが無い者は、従事することができない。従事することができない者は、国司であっても国内の事を自由に行うことができないのであるから、警固を掌るのは難しいのではないだろうか」と。允亮が云つたことには、【それは召問された者は、官当し得免除されたわけではないといつても、徒罪以上は内裏に

入ることはできません。三位以上の者は、解官以上の罪でなければ、齎務・朝会及び内裏に入つての供奉が聴されません。ましてや今、官符の文では、国宰が執行せよとの趣旨であります。また、国宰は今のままであれば、これといった罪はありません。たとえ召問されたといつても、また官符の趣旨によつて、どうして警固を掌らないことがありましようか」と。私が答えて云つたことには、「必ずしも符案に准拠すべきではない。時に随つて取捨すべきである。たとえこの句が無くても、また何の難点が有ろうか。また、考えてみると、官符への捺印が、すでに終わっている。准拠するところは問、い難いという趣旨は、また当然のようである」と。允亮は許諾した。『弁官補抄』をこの朝臣(北)に託した。承知官符を点検させるためである。

(e) 『小右記』⁽¹⁸⁾ 永観二(九八四)年十一月十七日条

〔左近將監播磨貞理紺衣を破卻するにより召問せらるる〕
依召參殿、即參内、右近將監貞理昨日、於客座有被召仰惟成朝臣、而非職人稱勅語以仰事(傍書「於被問檢非違使事」)、輒奉行之由、令進過狀、但時中朝臣全有申仰仰之由云々、今日召問時中朝臣之処、申云、只仰可追却着紺衣雜人之由、專不仰可札行之状者、今日重召問貞理、令申可破却紺衣之由、即載陣日記、又將曹重行・府生公高等、同承

此仰者、可召問重行等之由被仰之云々、惟成云、召明法博士惟宗久亮、同宣案内、申云、「収兵仗一(可キ)問者」、仍令収兵仗於本陣、有召問之事者、但抱(把ヒ)笏之、昨日召左府、被定所々別当、以余為作物所別当者、以惟成朝臣令奏慶賀、

〔現代語訳〕⁽¹⁹⁾ 一二五頁

〔貞理・時中を召問〕召しによつて、殿に參つた。すぐに内裏に參つた。「右近將監貞理が、昨日、客座に於いて、惟成朝臣に召問されることがあつた。そして非藏人の人が勅語と稱し、仰せを伝えたことによつて、たやすく奉行したということ、過状を進上させた。但し時中朝臣は、確かに仰せを伝えたということを申していた」ということだ。今日、時中朝臣を召問したところ、申して云つたことには、「ただ、紺衣を着した雑人を追却するよう命じた。まづ、く札し行うようには命じていない」ということだ。今日、重ねて貞理を召問した。申させたところ、「紺衣を破却するよふに」ということを、すぐに陣日記に載せました。また、將曹重行と府生公高も、同じくこの仰せを承りました」ということだ。「重行を召問するよう命じられた」ということだ。惟成が云つたことには、「明法博士惟宗允亮を召して、同じく事情を述べたところ、申して云つたことには、

【兵仗を収めて問うように】ということだ。そこで兵仗を本陣に収めさせて、召問が行なわれた。」ということだ。但し笏を把った。「昨日、左府（雅信）を召し、所々の別当を定められた。私を作物所別当とした」ということだ。

(f) 『小右記』⁽²⁰⁾ 長徳二（九九六）年五月二日条

今朝允亮朝臣以忠宗令申云、【信順・明順・明理・方理等朝臣令召候之处、申云、左京進藤頼行権帥近習者也、以件頼行可令申在所者、即問其（脱アラン）、申云、権帥去晦日夜前、自中宮、道順朝臣相共向愛太子山、至頼行自山脚罷帰了、又其乘馬等放彼山辺者、佐云、隨身頼行可尋跡退求者、又令申云、所申若相違者可拷諍歟、佐云、可拷諍者、允亮朝臣・右衛門尉倫範・左衛門府生忠宗等馳向彼山、尋得馬鞍等之由、

〔現代語訳〕 一八頁

（伊周愛宕山に逃亡）今朝、（惟宗）允亮朝臣が、（茜）忠宗を介して申させて云ったことには、【信順・明順・明理・方理を召して拘禁させたところ、申して云ったことには、『左京進藤原頼行は権帥の近習の者です。この頼行に権帥の居場所を申させては如何でしょう』ということでした。すぐにその□に問うたところ、申して云ったことには、『権帥は去る晦日の夜に、中宮から道順朝臣と一緒に

愛宕山に向かいました。私（頼行）については、山脚から罷り帰って来ました。また、その乗っていた馬は、あの山辺に放っていました』ということでした」と。私が命じて云ったことには、「頼行を隨身して、跡を尋ね、追い求めよ」ということだ。また、申させて云ったことには、「申すところが、もし相違していたならば、拷訊すべきでしょうか」と。私が命じて云ったことには、「拷訊せよ」ということだ。允亮朝臣・右衛門尉倫範・左衛門府生忠宗が、あの山に馳せ向かった。「馬鞍を捜し出した」ということだ。

(g) 『小右記』⁽²¹⁾ 長徳二年五月四日条

又初使左佐允高尋到、孝道朝臣令奏此由、即権帥令預允高……申云、【西忠宗為尋権帥在愛太子山未帰○以右衛門尉倫範申請副使、依請云々】、允亮令申云、【実檢帥車、編代、帥已出家、車内有女法師、帥母氏云々、可副遣歟者】、佐云、不可許遣、

〔現代語訳〕 二〇頁

（伊周出家／縁坐を行わないことを上申）内裏に参った。「員外帥（伊周）は出家して、本家に帰った」と云うことだ。（中略）探し求めていた検非違使はまだ西山にいた。（中略）この間公家は右衛門権佐孝道・左衛門尉季雅・右

衛門府生仲遠^(実務)を指名して、帥の許へ馳せ向かわした。また、初めの使左衛門権佐允亮が、尋ね到った。孝道朝臣はこの状況を奏上させた。すぐに権帥の身柄を允亮に預けさせた。允亮が申して云ったことには、【茜忠宗が、権帥を搜索する為、愛宕山にいて、未だ帰り参っておりません。右衛門尉亮倫範を使に副えることを申請します】と。(中略)允亮が申させて云ったことには、【帥の車、網代車、を実検しましたところ、帥はすでに出家していました。車の内に女法師〔帥の母氏〕ということだ。〕がいました。権帥に副えて遣わしてもよろしいでしょうか」ということだ。命じて云ったことには、「遣わすことを許してはならない」と。……右大臣は、私を鬼間に招いて、(中略)縁坐を行わないと告げ(後略)

(h) 『小右記』二⁽²²⁾ 長保元(九九九)年十月二十五日条
右衛門門部与余出車舍人男成鬪乱、兩人拏攫臥陣外、余僕従被疵、暗夜間不^(論方)是非、被疵僕従、差使送左衛門権佐允亮朝臣、令申云、【件男被疵、難可禁固、明日慥間可令召禁下手人者】、今夜、出車、余二両、藤^(稗平)宰相・権大夫・源宰相等也、今夜左府女子渡大藏局連雅宅^(大卷)(西京)依。入内之吉方云々

〔現代語訳〕 一二七頁

〔実資舍人と右衛門府内部、鬪乱〕右衛門府の門部が、私の出車の舍人の男と鬪乱を行った。人は拏攫^(ツクメ)して、陣外に臥した。私の僕従は傷を蒙った。暗夜の間、是非を弁えず、僕従を傷付けられた。使を遣わして左衛門権佐允亮朝臣^(令忠)の所に送った。申させて云ったことには、【この男も傷を蒙っていて、禁固することは難しいでしょう。明日、確かに問うて、下手人を召して拘禁させます】ということだ。今夜の出車は、私が二両と、藤宰相(懐平)・太皇太后宮権大夫・源宰相である。「今夜、左府の女子(彰子)は、大藏属遠雅の宅^(五卷)(西京)に移った。入内の吉方であるからである」と云うことだ。

(i) 『小右記』二⁽²³⁾ 長保元年十二月十一日条

〔実資宮司除服の期につきて令宗允亮に問う〕『宮司着服間事』宮司着服之後、除服之期未有所見、招左衛門権佐允亮問其由、無指答、【但就法家文書案之、不可着歟、^(論方)応和^(彰子)后時先儒勘申不可着由者】、或云、【彼時带朝^(保明)官宮司過三箇月除服者】、見邑上御日記、見延喜一十三年太子薨時坊官着服例、其外只被勘従服例、仍召大外記善言朝臣、仰可勘^(論方)応和^(彰子)后・堀川后例之由、

〔現代語訳〕 一四七頁四行目

〔宮司の除服の期〕宮司が著服した後、除服の期は、未

だ見えるところがない。左衛門権佐允亮(令亮)を招いて、そのことを問うたが、特に報答は無かった。【但し明法家の文書について考えますと、著服すべきではないのではないのでしょうか。応和の后の時、先儒は著服すべきではないといふことを勘申しました】ということだ。或いは云ったことには、【あの時は朝官を帯びた宮司は、三箇月を過ぎてから除服した】ということだ。『村上御日記』に見える。延喜二十三年に太子(保明皇太子)が薨じた時に、坊官の著服の例があった。その他はただ、著服に従う例を勘申された。そこで大外記善言朝臣を召し、応和の后と堀川の后の例を勘申するよう命じた。

(j) 『小右記』二(24) 寛弘元(一〇〇四)年七月一日条(寛弘元年七月は九条本別巻を以て底本とす、一張の残闕にして現在正暦三年正月条一残闕等と合わせて一卷を成す)

〔推問使孝忠病と称して太宰府に下向せず〕

允亮朝臣誦法家(令亮)□□次云、〔推問使孝忠朝臣(湯方)湯病不可

下向、雖被処重科不可勤使節、是依不被理申請事云々〕、

〔帥(平推仲)猷芹(藤原道長・同顯光)兩府、又妻三位候御所、内外謀略太高、如今

似無神威、亦生昌朝臣承左府命遂電向鎮西云々〕、不知何

事、疑是早可上道之由歟、時人奇矣、或近習納言源合力

云々、

〔現代語訳〕一七〇頁

允亮朝臣が、明法家の□□を談る次いでに云ったことに

は、〔推問使孝忠朝臣は、温病と称して下向することができ

ません。重科に処されるとはいっても、使節を勤めること

ができません。これは申請のことを処置できないことによ

るものです〕ということだ。〔太宰権帥は芹を(平推仲)兩府

に献上しました。また、妻の三位は御所に伺候しています。

内外の謀略は、はなはだ高いものです。今のようであれば、

神威が無いようなものです。また、生昌朝臣は、左府の命

を承つて逐電し、鎮西に向かいました。〕ということだ。

何事かは知らない。疑うに、これは早く上京させるとい

うことか。時の人は怪しんだ。〔或いは近習の納言(源)が

力を貸している〕ということだ。

(k) 『小右記』二(25) 寛弘二(一〇〇五)年四月八日条

絹五疋送左衛門権佐允亮朝臣所、依可奉仕御禊前駟、為

令充隨身料也、件朝臣就道事数間雜事、今有此宮、仍致微

志耳、

〔現代語訳〕五頁

絹五疋を左衛門権佐允亮朝臣の所に送った。御禊の前駟

を奉仕することになってからである。隨身の分に充て

させるためである。この朝臣は、道のことについてしばし

ば雑事を問うた。今、この準備が有った。そこで微志を致しただけである。

(一) 『小右記』二⁽²⁷⁾ 寛弘二年四月二十六日条

『臨時被免重犯獄囚宣旨事、依御薬事也、又無赦令』左衛門権佐允亮来云、【昨日忽依宣旨、^(二行刑書)右衛門督奉行、則別当、令勘申左右獄囚、即原免、^(二行刑書)二十人、殺害・強窃盜等、非是赦令、臨時宣旨也、先例抽軽法者、依宣旨原免而被免重犯者如何、【宣旨趣依天変怪恠異云々】、或云、【主上二十箇日許御膳不例、時々有御惱氣云々】

〔現代語訳〕 一四頁

左衛門権佐允亮が来て、云ったことには、【昨日、急に宣旨によって右衛門督が奉行した。つまり検非違使別当である。】左右の獄囚を勘申させました。すぐに原免しました(二十人。殺害・強窃盜)。これは赦令ではありません。臨時の宣旨です」と。先例では、軽犯の者を選び、宣旨によって原免した。ところが重犯の者を原免されたのは、如何なものか。【宣旨の趣旨は、天変怪異による】と云うことだ。或いは云ったことには、【主上は、この二十箇日ほど、御膳が通例ではない。時々、御病惱の様子が有る】と云うことだ。

(m) 『小右記』二⁽²⁸⁾ 寛弘二年六月二十八日条

『左衛門権佐允亮決断六月祓役番長二人事』阿闍梨深清来云、昨日被任仁和寺別当、仍所来也者、其次談雑事、昨日左衛門府六月祓間、番長二人為権佐允亮朝臣致無礼、仍彈決非違云々

〔現代語訳〕 三二頁

〔左衛門府濫行〕阿闍梨深清が来て、云ったことには、(中略) その次いでに雑事を談った。「昨日、左衛門府で六月祓の際に、番長二人が左衛門権佐允亮に無礼を致した。そこで非違を糺弾した」と云うことだ。

(n) 『小右記』二⁽²⁹⁾ 寛弘二年六月二十九日条

〔番長二人佐允亮に允辨して数刻に及ぶ、二人美服を著するによりて決罪す〕允亮朝臣来談云、【一昨於本府依例行六月祓、以番長・案主等可令従尉以下手長役、而佐行酒并手長以府掌令役、以吉上為志以下行酒、先例不然、仍以非例旨再三仰下、而番長高橋正連・番長真髮部忠満不承従、有如放言事、志以下汁物未居、已及数剋、仍允亮起座、招集檢非違使官人右府官人有可然事、参会廳方、仍招預饗座、相俱会合、即召出正連・忠満等、依着美服、^(二行刑書)〔細布敷〕破衣決罪、^(二行刑書)〔付繩決筥等也〕了更復本座、畢饗事者、件事可訴公家云々、雖然有何事乎者

〔現代語訳〕 三二頁

〔左衛門府六月祓の濫行〕允亮朝臣が来て、談つて云つたことには、【一昨日、左衛門府に於いて、通例によつて六月祓を行ないました。番長と案主を尉以下の手長の役に従わせることになっていました。ところが佐の行酒および手長を、府掌に役させました。吉上を志以下の行酒としました。先例では、そうであつてはならないのです。そこで非例であることを再三、仰せ下しました。ところが番長高橋正連と番長真髪部忠満は、承服しませんでした。放言のようなことが有りました。志以下の汁物を未だ据えずに、すでに数剋に及びました。そこで私（允亮）は座を起つて、檢非違使の官人を招集しました。右衛門府の官人は、そうすべきことが有つて、庁の方に参会しました。そこで饗の座に招き預かりました。引き連れて会合しました。すぐに正連と忠満を召し出しました。美服（細布か）を着していたので、衣を破つて決罪しました（繩を付けて決咎したのです）。終つて更に本座に復し、饗宴を終えました】ということだ。「このことは朝廷に訴えるべきです」と云うことだ。「そうであるとはいつても、何事が有るでしょうか」ということだ。

(0) 『西客記』⁽³⁰⁾ 第二 卷十二（裏書）に、

故大納言御私記云。長保元年十二月五日、太皇太后宮、

亮景齋朝臣傳大夫消息云、后宮去朔日子剋許崩給、須早今奏其由、……西四剋被仰、以五日可廢朝、（淳和后例）召允亮問古勘文、中宮可准二等親事、若有所見歟、又五日廢朝三日御服等事、允亮申云【中宮可為二等事無所見、御錫紵之事亦無其故即警固官符（内印）、可止拳哀等事、（外印）、有警固召仰】

(1) 『政事要略』の逸文に関しては、木本好信ほか『政事要略総索引 31』（国書刊行会・一九八二年）がまとめている。

(2) 高塩博氏は、宮内庁書後部本見忌抄を元に、同書から「（令宗）允亮説」は政事要略か、と指摘しているが、この『政事要略』逸文については触れていない。

(3) 稲田奈津子「東京大学史料編纂所蔵『見忌抄』の紹介と翻刻」田島公編『禁裏・公家文庫研究』第五輯・二〇一五年・二一九頁以下。稲田氏によれば中原家に伝来した『見忌抄』は鎌倉初期に中原章重が推した自筆原本を桑門の真恵が文保二（一一三二）年三月に書写したもの。なお高塩博「養老律若干条の復原について」『日本律の基礎的研究』汲古書院・一九八七年、を参照。

(4) 和田英松・前掲書・一八八頁以下。

(5) 同右書・一九五頁。

(6) 鹿内浩胤「田中教忠旧蔵『寛平二年三月記』について——新たに発見された『小野宮年中行事裏書』——」田島公編『禁裏・公家文庫研究』第一輯・思文閣出版・二〇〇三年・五三頁以下、のちに鹿内浩胤「日本古代典籍史料の研究」所収・思文閣出版・二〇一一年。

(7) 藤原実資の日記『小右記』には、令宗允亮の名が頻出するが、そこには「召明法博士惟宗久亮」と記され、久字に允の校注があったり(『小右記』一、永観二年〓九八四年十一月十七日条)、「允高」と記され(『小右記』二、長徳二年五月四日条。同年五月十二日条)、ともに高に亮字の校注があったりする。『小右記』の刊本としては、東京大学史料編纂所編『小右記』岩波書店・一九五九年、一九六一年、を参照。なお増補史料大成刊行会編『小右記』臨川書店・一九七三年、もある。

(8) ちなみに、藤原行成の日記『権記』の刊本としては、渡辺直彦ほか校訂『権記』続群書類従完成会・一九九六年。このほか『権記』第三・寛弘元年七月十日条に「見正朝臣来、読律」では「見正」の「見」に注して(「允力」とする。「見正朝臣」は令宗朝臣允正のことと思われる)。

(9) 律疏骨鯁録という注釈書は、和田英松により『政事要略』(巻第九五下・至要雑事五下(学校事下))にのみ見られるものと発表され、利光「わが国に舶載された唐律の注釈書」により更に考察が加えられた。次に鹿内氏が

前掲論文「田中教忠旧蔵『寛平二年三月記』について——新たに発見された『小野宮年中行事裏書』——」で公にされたものは次の通り。

名例律八虐不義条流骨鯁録云、礼記学記曰、凡学之道、嚴師為難、師嚴然後道尊、々々然後民知敬学、是故君之所不臣於其臣者二、当〇為尸、則弗臣也、当其為師、則弗(臣、字間に傍書)也、大学之礼、雖詔於天子無北面、所以尊師也、

私案、注云、尸主也、為祭主也、尊師受道焉、不使処臣位也、武王踐祚、召師尚父而問焉曰、昔黄帝顛頊之道存乎、〇亦忽不可得見興、師尚父曰、在丹書王欲問之、則齋矣王齋三日端冕、師尚父〇端冕奉書而入負屏而立王下堂南面而立、師尚父曰、先王之道、不北面王行而〇折面〇南東面而立、師尚父西面道書之言也、御書始誦之時、博士南面之義、具見礼文也、為視嚴師之道、骨云、礼記学記曰、言之教者、家有塾、堂有庠、術有序、国有学、注云、術当為遂党属於郷遂在遠郊之外也、又曰、礼記曲礼旨、若非飲食之客(上旨)也、則布(上旨)席間(上旨)〇文、注云、謂、講問〇客也、函猶客也、講問宜相對、容丈足以指盡也、私、術当為遂聲之誤也、古者仕焉而已者婦教于闈里、朝夕坐於門門側之堂、謂之塾、周礼五百家為党、万二千五百家為遂、党属於郷、遂在遠郊之外、

利光氏は『政事要略』に見える本注釈書の引用形式は二類型に分けられるという(同氏「わが国に舶載された唐律の注釈書」『律令及び令制の研究』明治書院・一九五九年・六四頁以下)。それは、(イ)律の条文、疏文を引用せずに直ちに本書を引用する型である。『政事要略』至要雜事、学校(七一四頁)に見られるもの。『律疏骨髄録云、礼記学記曰、古之教者、家有塾、党有庠、術有序、国有学、注曰。術当為遂。門側之堂謂之塾、周礼。五百家為党。万二千五百家為遂。党屬於郷。遂在遠郊之外也。又云。礼記曲礼上曰。若非飲食之客「也」(恐らく衍)。則布席。席間函丈。注云。謂。講問之客也。函猶容也。講問宜相对。容丈足以指画也。(利光氏は後半の又云以下を略される)

(ロ)は律の疏文を分断して引用しその条下に「律疏骨々録云」とか「骨云」として、まず疏文の思想的根柢をなす礼経の文を掲げ、その下に自己の見解を「愚案」として掲載した物である。それは『政事要略』糺彈雜事、告言三審誣告等、にある物等がこれに属す。他は『政事要略』至要雜事、学校、にもう一つ。『政事要略』断罪、

『政事要略』罪名并贖銅八唐六議、に各一つ、である。
 (10) 田島公「延喜式」諸写本の伝来と書写に関する覚書
 —平安中期から江戸前期までを中心に— 田島編『禁裏・公家文庫研究』第五輯・思文閣出版・二〇一五年、参照。

(11) 宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵『諸道勘文 神鏡』。印南志帆「九条家旧蔵『諸道勘文 神鏡』所引、行成作「寛弘三年七月三日陣定文」の紹介と成立背景」田島公編『禁裏・公家文庫研究』第七輯・思文閣出版・二〇二〇年・五九頁以下、を参照のこと。

(12) 『権記』史料纂集一、統群書類従完成会・一九七八年・一〇六頁。

(13) 倉本一宏編『藤原行成「権記」上 全現代語訳』講談社学術文庫・二〇一一年。

(14) 史料纂集一・一五〇頁。

(15) 倉本・前掲書(以下略)。

(16) 史料纂集一・一六〇頁。

(17) 史料纂集一・一五八頁。

(18) 『小右記』大日本古記録一・岩波書店・一九五九年・五九頁。

(19) 倉本一宏編『現代語訳小右記』一・吉川弘文館・二〇一五年。

(20) 大日本古記録二・九頁以下。

(21) 大日本古記録二・十一頁。

(22) 大日本古記録二・六六頁以下。

(23) 大日本古記録二・七八頁。

(24) 大日本古記録二・八一頁。

(25) 大日本古記録二・一〇八頁。

- (26) 倉本・前掲『小右記』四・吉川弘文館・二〇一七年。
- (27) 大日本古記録二・一二二頁。
- (28) 大日本古記録二・一二二頁。
- (29) 大日本古記録二・一二二頁。
- (30) 改訂増補『西宮記』卷二 故実叢書七卷・明治図書出版・一九九三年・二二二頁。